

すぎなみ大人塾 ~自分を振り返り、社会とのつながりを見つける大人の放課後
<夜コース>

すぎなみソーシャル・デザイン塾~人・モノ・組織をつなぐ社会起業家になる

07年9月5日(水) 19時より

第7回 レクチャー「行政とNPOの協働の現状を知る」

講演:(株)三井物産戦略研究所 新谷大輔さん

第七回から10回までを第二章として「行政機関との協働から学ぶ」をはじめます。第二章の第一回のテーマは行政とNPOとの関係を理解していただこうと考えていますが、今回は行政との関係を強化することにより病児保育を展開している、NPO法人フローレンスの駒崎弘樹さんを招いての公開講座となっています。彼は今、NPO業界では、時の人です。

1 行政とNPOの協働の現状を知る

本日の資料ですが、「東京都における社会貢献活動団体との協働 - 協働の推進指針」(平成13年8月発行)を活用してレクチャーを進めます。

2 協働の必要性について

●皆さんは、3月までに自分自身の社会的起業事業の内容を詰めていきますが、事業が成立するために足りないものを行政との協働に求めるということができます。

●現状のNPOは、市民・行政・企業等とのパートナーシップを築いているところは少ない。
事実上、行政の下請け的なものが多い、行政のNPOに対する認識は高いものではなく行政は安上がりだから協働するとの側面がないわけではない。

●季刊「NPOジャーナル」夏号に「NPOの信頼性」という座談会が掲載されていますが、私もこの座談会に参加しました。NPOは市民・行政・企業から信用に足る存在なのかというテーマでした。私は、企業から見てNPOが信頼されるようになるべきと考えていますが、現状を見るとNPOは行政に資金の面で頼りっぱなしで、次から次へと助成金・補助金探しが仕事になっており、NPOの特性の一つである先駆性を発揮できないところがたくさんあります。

●行政・企業がNPOを選ぶ基準ですが、事業の遂行力を考えると過去の実績を重んじる結果となりますので、案件が違っていても同じNPOに頼むことになり、寡占化になりがちです。

●全国都道府県が制定しているNPO等との協働支援指針がどれほど数多く制定されているかを見てください。約5年間でバタバタと制定されています。では、なぜ協働支援指針が制定されたのかということです。

●「協働」という概念が市民から見て分かりにくいということです。また、行政から見て市民・企業等との協働のあり方を考えると、下請け的な側面を排除・回避したいと考えたことです。

●NPOとの協働を支援するために、都道府県・市町村レベルで支援条例化が行われました。

例示：北海道・市民活動促進条例 青森・岩手・宮城・神奈川などが先進的に取り組んでいる。

●NPOへの助成制度

イ) 基金による資金助成 公益信託青森ボランティア基金

ロ) 杉並NPO支援基金(課税所得控除)「NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」に基づいた基金

●協働事業への資金提供 協働事業提案に基づき事業を支援

●NPOが行政から信頼されるために、「NPOはプロ化」する、行政の足りない、及ばないところを補うことが肝要です。(環境のプロ、この地域のことが詳しい等)行政はNPOと組むことにより効率・コスト等がよくなる。

●協働相手となる社会貢献活動団体の選定(東京都の協働推進指針が参考になります)

事業推進能力の確認

事業目的の共有化(何のために協働するのか)

お互いのメリットを共有(行政は効率をNPOは活動エリアの確保する)

目的達成のための相互協力の意志

事業における責任

●協働になじむ事業

協働という事業手法は都民の生活に直接的な関わりがあり、社会貢献活動団体の特性を生かせる事業に適している。

事例：区営体育館をスポーツ企業に管理運営を任せる。(指定管理者制度)プール事故等がおきたときNPOでは対応ができないから。

●協働の推進指針

協働にふさわしい事業の検討や既存事業の見直しにおける協働
効率的で効果的な協働形態の選択
事業に最も適した協働相手の選択
協働事業実施後の評価とフィードバック
情報の公開と共同推進体制の整備
協働に関する職員の理解促進

●協働の形態

共催 双方が主催者となる
実行委員会・協議会 複数の団体が主催者となる
事業協力 双方の役割分担を決めた協定書を締結する
委託 行政にない専門性・先駆性や団体のネットワークが求められる
情報提供・情報交換 行政はデータを集めるのが好き

資金を受けるだけなのか、行政と一緒にやるのか等を考えること。

2 行政との協働における問題点・課題を考える事例研究

足立区の事例で行政と市民・NPOとの様々な観点を勉強していきましょう。

●足立区の六町エコプチテラス（市民参加型の市民農園）とは

（財）足立区まちづくり公社が、プチテラス事業遂行（98箇所・05年度末）のために区から委託を受ける。その一つのプロジェクトが六町エコプチテラスで、区画整理事業地域内の遊休地を市民農園にした。

目的：地域住民の憩いの場と環境活動の実践の場として期間限定で区民有志が700坪の用地を借り受けて市民農園を開設したものの。

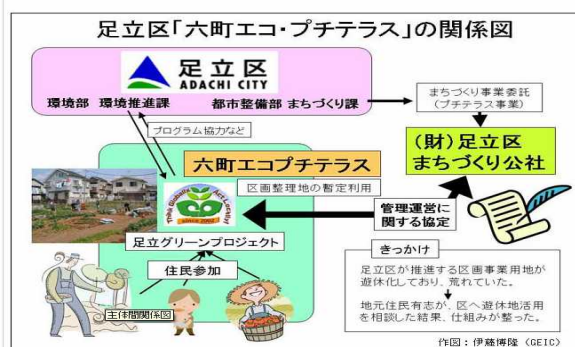
●六町エコプチテラス開業の背景

東京の秋葉原と茨城県つくば市を結ぶ“つくばエクスプレス”が約15年の歳月を経て2005年に開通し“六町”という駅が作られた。足立区は駅が設置されるのに伴い、1990年頃から区画整理事業に着手した。先行して区が取得した土地は“区画整理事業地”として当面利用されない寂しい土地であるだけでなく、自転車やベッドなども不法投棄され、防犯・景観の上でも問題があった。区側も区民有志の考えを採り入れ、市民が運営管理する市民農園構想を実現したが、仕組みは以下のものであった。

区画整理を実施する東京都、足立区、足立区まちづくり公社、市民農園を経営する六町工

コブチテラスが公社の間で協定書を結び維持管理を行う関係と枠組み。エコブチについて公園としての位置づけとし、法的な農地ではないことにしてスタートした。

(地元小学生の環境教育の場、市民が話し合うテラス、生き物観察の場、農作業等の施設となった。)



参考資料

GEICのHPより <http://www.geic.or.jp/geic/partnership/casestudy/064/index.html>

六町エコプチテラスは、エコボランティア182名、年間来園者9400名(2005年)が集う公共施設です。また、区画整理事業用の土地を有効化活用して環境教育の場等として利用する事例は全国に多々ある、足立区の事例がそのモデルになっていた。

●問題発生

六町エコプチテラス当該地に東京都第二区画整理事務所が平成19年度に宗教施設を移転する方針を決定したとの報告が届く。

六町エコプチテラスと足立区との関係は良好であったが、区画整理事業の主体は東京都であったためにステークホルダー間の関係性が難しくなった。

●六町エコプチテラス側の主な主張

『遊休地を暫定活用した環境教育の拠点作り』は、区画整理事業のなかに住む住民が、区画整理事業の進捗の中において、いかにより良いまちづくりができるかというテーマであった。活動団体の存続に関わる重要な問題であり、関係者への説明をしなければならないと考えた。

●六町エコプチテラス側の主な疑問点

7年間放置されていた区画整理計画内の遊休地であった点を考慮して、「もったいないと」の観点から手段を考えた人々からの論点です。

1. 宗教施設の移転方針を決定した理由・根拠はなんですか？

区画整理事業内の当該場所が優先順位1番の場所なのか。

2. 六町エコプチテラスの開設に伴う足立区まちづくり公社との協定においては、「土地区画整理事業に支障のない範囲」で事業を継続することが明記されている。事業を終了させなければ土地区画整理事業に支障が出るという根拠はなんですか？
3. 平成19年に移転しなければならない緊急性の根拠はなんですか？
4. 東京都第二区画整理事務所が宗教施設の移転方針を決定した際、施行順序に従わなければならない住民に対し、宗教施設を先行移転する根拠・理由はどのように示しますか？

●六町エコプチテラスの宗教施設移転（六町神社）に関する請願書が東京都議会に持ち込まれた。（7500名の署名あり、質問状も約4ヶ月弱音沙汰なしの状態があった）

足立区を介して東京都・東京都議会まで本議案が持ち込まれて、07年6月7日、都議会都市整備委員会において、「六町神社の早期移転計画の撤回と六町エコプチテラスの存続に関する請願」について、審議が行われた。

●審議結果については「不採択（否決）」

●総括点

今回の審議は、単に「採択・不採択」だけでない、中身の濃い審議が行われたことが収穫。

そこには、

ア)「私たちの活動の価値は一体なんであったのか」

イ)「新しい公共とは何なのか」

ウ)「まちを豊かにしていくのは誰なのか」

エ)「深刻化する環境問題について私たちはどう向き合っていくのか」との市民側の答え出した活動であったが。

オ)まちをつくる人への説明は、単に区画整理法で定められた範囲ではないという、「新しい公共」に対する認識の高い意見が出された。

●成果に対する評価

東京都議会において、六町エコプチテラスの存在と、新しい公共のあり方についての議会で議論がなされた。自治体・地権者・区審議会等だけでなく六町エコプチテラス（ボランティア団体）にも丁寧な説明と情報交換が行われていなければならないという教訓を関係者が持ったなら、この請願活動は有意義であったと理解できる。

- (私達の育てた小さな緑が失われようとしていますブログ :
<http://blog.goo.ne.jp/adachigp> より引用しています。

3 新谷さんが伝えたい点

- 1) 行政と市民・ボランティア等との合意形成の重要性
 - ・六町エコプチテラス・市民に丁寧な説明がなされたなら問題がこれほど大きくならなかったかもしれない。
 - ・区画整理事業は計画的に進められるとの思い込みが市民側にもあった。
- 2) 新しい公共という概念
 - ・誰が公共を担うのか・・・ P u b l i c (公共) の意味 : 市民社会
 - ・皆でつくる公共とは・・・ P u b l i c : 行政・人・企業等がみんなで作るのが
公共
 - ・まちを豊にしていくのは誰なのか
 - ・深刻化する環境問題に、どのように向き合うのか

鎮守の森としての神社が今後、市民の学習の場になる可能性は無いわけではない。

備忘録作成
東島信明